

はじめに

芸術文化魅力育成プロジェクトは、府内文化事業の活性化に向けた大阪アーツカウンシルからの提言を具体化した事業で、平成 27 年度から大阪府と大阪市が共同で実施する事業です。

平成 29 年度の事業を実施するにあたり、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者（以下、「事業者」という。）を広く募集します。

【大阪アーツカウンシルの企画提案意図】

大阪アーツカウンシルでは、大阪府内の芸術文化の現状を「優れた表現者は多く、また伝統的な文化資源の蓄積もあるが、劇場や美術館などの公設の表現空間が少ないため、表現者と鑑賞者をつなぐプロデューサーが育ちにくい。さらに、異ジャンル間の連携の弱さ、鑑賞者の固定化・減少などから、表現者やプロデューサーなどの人材が流出する“負のスパイラル”に陥っている」と分析した。

そこで、この問題を解決するため、大阪府と大阪市に対して、芸術文化魅力育成プロジェクトを企画、提案し、平成 27 年度には「中之島のっと」、平成 28 年度には「ONPS (OSAKA NEW PRODUCER 'S SHOWCASE)」の実施に至った。

芸術作品とは、本質的に時代や社会に対する批評を内包しており、表現者は「いま・ここで・何を」表現の起点とするかが問われている。本事業においては、経験豊かな総合プロデューサーを配置し、統括・助言をしながら、若手プロデューサーの育成やネットワークづくりを行うと同時に、「大阪のローカリティ」※を表現し、その表現者、それらを社会に送り出す若手プロデューサーの力を集積し、つなぎ、広く発信することで、これまで芸術文化にふれる機会のなかった人から愛好家まで、多様な人々に対し、芸術作品と出会う場のきっかけを創造することをねらいとする。

本事業は、大阪府と大阪市が実行委員会をつくり、選ばれた事業者とともに実行していく。また、大阪アーツカウンシルもアドバイザーとしてサポートしていく。

※大阪のローカリティとは：大阪アーツカウンシルでは、大阪のローカリティを「大阪府内において、独自の文化・風土・風景を有している場所」、あるいは「場所に限定されず、表現者あるいは当事者としてのまなざしから見えてくる固有性や社会的な課題」と幅広く定義

1 事業名

平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト企画運営業務委託

2 事業主体

芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

※構成：大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課

大阪市経済戦略局文化部文化課

3 事業目的

- ① 大阪にある優れた芸術文化を掘り起こし、磨きをかけて強かに発信するとともに、多くの人々が鑑賞する機会を提供
- ② 今後の芸術文化を担う若手プロデューサーの育成

4 事業の概要

（１）実施内容と提案を求める事項等

本事業は、①若手プロデューサーが企画実施する「大阪にある優れた芸術文化」を多くの人々が楽しんで鑑賞できるプログラム（以下、「鑑賞プログラム」という。）と、②若手プロデューサーの人材育成につながる「支援・交流等の場」を提供するプログラム（以下、「育成プログラム」という。）で構成してください。①②は相互に連携し一体のものとして企画運営することを前提に、提案してください。また、総合プロデューサーを 1 名配置し、実施体制を整備してください。（外部から招聘する他、事業者の中から選任することも可能）

○総合プロデューサーの要件については、以下のとおりです。

- ・複合的な文化イベントに総合プロデューサーとして関わった経験が豊富にあること
- ・大阪の芸術文化の振興及び後進の育成に意欲を持っていること

＜総合プロデューサーの役割＞

- ・鑑賞プログラムを担う若手プロデューサーが主体的に自らのアイデアを具体化できるよう、サポートを行う
- ・育成プログラムの全体統括を行い、若手プロデューサーのスキルアップにつながるような助言・指導を積極的に行う

○鑑賞プログラムを担う若手プロデューサーの要件については、以下のとおりです。

- ・概ね 40 歳以下で、大阪を拠点に芸術文化の事業を実施している（又は実施しようとする）者
- ・自ら主体的に芸術文化に関する事業を企画立案・実行する能力のある者
- ・自身のスキルアップを強く望んでいること、また挑戦する意欲がある者
- ・大阪の芸術文化の振興に対し様々なパートナーと連携する意欲のある者

○その他、業務内容については【別紙1】を参照してください。また、事業全体の構成イメージについては、【別紙2】を参照してください。

①鑑賞プログラム

大阪の芸術文化の魅力を発信し、新たな鑑賞者の獲得につながるような集客力のあるプログラム構成としてください。プログラムについては、下記の事業テーマを踏まえ、3プログラム以上を企画（複数ジャンルで構成されることが望ましい）し、担当する若手プロデューサー3名以上とともに提案してください。

若手プロデューサーは、相互に協力を図りつつ、総合プロデューサーのサポートのもと、プログラム内容の企画立案・事業実施・自己評価を行っていただきます。なお、事業実施にあたり、事業者（総合プロデューサー及び若手プロデューサーを含む）は、実行委員会等との打合せに出席していただきます。

テーマ：「大阪の地域性・固有性（＝大阪のローカリティ）に着目した表現」
（「大阪アーツカウンシルの企画提案意図」参照）

※大阪の地域性・固有性に着目した表現の例

- ・大阪の歴史、伝統を基盤に現代性を備えた表現
（伝統芸能と現代アーティストとの共同制作 など）
- ・大阪の景観、街並みから発想を得た表現
（アーティストの発想による街巡り、街並みを活用した野外劇 など）
- ・大阪に住む人々との協働から生まれた表現
（市民参加のワークショップやそこで制作された作品 など）
- ・大阪に住む人々が親しんでいる表現
（ジャズやストリートダンスなど多くの人が親しんでいるジャンル など）

実施期間：平成29年10月～平成30年1月末まで

平成29年10月は、「大阪文化フェスティバル」の開催が予定されており、当該期間中に鑑賞プログラムを実施する際は、内容に応じて、同フェスティバルの連携事業として、広報連携等に向けた調整を行う場合があります。

「大阪文化フェスティバル」の詳細については、以下のサイトを確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/bunkafes/index.html>

実施場所：大阪市内 1 か所以上と、大阪市を除く府内 1 か所以上で計3か所以上

出来る限り、府域全体で展開することとし、具体的な実施場所を提案してください。

応募時点で実施場所を確保する必要はありませんが、事業者として採択された後、委託契約締結までに事業者の責任で確保していただく必要があります。

会場施設の形態や、屋内、屋外（公園、道路、河川等の公共空間など）に制限はありません。

大阪府立（府営）、大阪市立（市営）の施設を利用する場合、事業の実施段階において、実行委員会として可能な限りの協力を行います。

会場使用料等については、提案金額（積算金額）に加算してください。

※留意事項

プログラムは、必ずしもすべてを新たに企画・制作する必要はなく、既存作品や実施を予定しているプログラム等を組み合わせて提案しても構いません。

但し、事業全体の統一性や、事業目的を達成するため、企画提案内容に変更を求めることなどがあります。事業者として採択された後、提案内容をもとに、実行委員会と協議したうえで、事業を実施していただきます。

②育成プログラム

大阪を拠点に芸術文化の事業を実施している又は実施しようとしている若手プロデューサーをジャンルに関わらず広く集め、若手プロデューサーの育成やネットワークの構築につながるような体験型のワークショップや討論会等のプログラムを提案してください。プログラムについては、4回以上を企画し、提案してください。この場合、1つの企画を複数回（シリーズ等）にわたって実施又は複数の企画を1回ずつ実施しても構いません。

実施期間：平成30年1月末まで

実施場所：大阪府内の具体的な実施場所を提案してください。

なお、応募時点で実施場所を確保する必要はありませんが、事業者として採択された後、委託契約締結までに事業者の責任で確保していただく必要があります。

大阪府立（府営）、大阪市立（市営）の施設を利用する場合、事業の実施段階において、実行委員会として可能な限りの協力を行います。

会場使用料等については、提案金額（積算金額）に加算してください。

③広報戦略

実施内容：鑑賞プログラムに多くの府民・市民が来場し、また、育成プログラムに多くの若手プロデューサーが参加できるよう、ポスターやパンフレット等の作成、配布、メディアやSNSの積極的な活用方策等を企画提案してください。

※留意事項

広報物の設置や特定場所での事業PR活動を、大阪府又は大阪市の施設等において実施する提案を行う場合、その実施の可否については、事業者決定後に協議することになります。なお、実施不可の場合、代替案を求めることがあります。

鑑賞プログラムについては、提案内容に応じて、実行委員会が 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「文化プログラム」（東京 2020 参画プログラム（応援プログラム）又は beyond2020 プログラム）の申請を行い、認証された場合は、本事業に関するポスター、チラシ、パンフレット等にシンボルマーク等の表示をしていただくことがありますので、ご注意ください。

（2）事業者決定までの流れ

①【応募】

鑑賞プログラム（企画を担当する若手プロデューサー 3 名以上を含む）、育成プログラム及びこれらにかかる広報戦略について、自由提案。

②【事業者の審査選考】（プレゼンテーション及びヒアリングを含む）

「平成 29 年度芸術文化魅力育成プロジェクト業務企画運営委託」事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）による審査の上、最も高い評価点を獲得した事業者（以下、「最優秀提案事業者」という。）を決定。

③【実施計画策定】

採択された事業者は、提案した企画内容をもとに、実行委員会と協議（協議には、大阪アーツカウンシルもアドバイザーとして参加）した上で、具体的なプログラム内容等を実施計画として取りまとめる。

④【業務委託契約】

事業者は、実施計画に基づき、実行委員会と業務企画運営委託契約を締結し、事業を実施。

（3）応募にあたっての留意事項等

①有料プログラムについて

入場料を徴収するなど有料公演は可としますが、できる限り低廉な料金を設定してください。

②事業の記録等について

実施プログラムを映像で記録してください。

（事業のアーカイブとして、府市や実行委員会が事業終了後も活用できるよう、全体の概要が分かる程度に映像を編集するとともに、出演者等への許可を得てください。）

③応募にあたっての費用負担について

応募書類の作成や場所の確保等に要した費用は、事業者の負担とします。

④若手人材育成の効果検証について

事業終了後、鑑賞プログラム・育成プログラムに参加した若手プロデューサーの人材育成の効果について、報告書を提出していただきます。

・鑑賞プログラムに参加する若手プロデューサーについて

プログラムの企画実施過程において、自ら目標や課題を設定し、他の若手プロデューサー等と意見交換を図るとともに、進捗管理や事後評価を行い、報告書を作成していただき

ます。

- ・育成プログラムに参加する若手プロデューサーについて

育成プログラムに対する意見や若手プロデューサーのニーズ等について、アンケートやヒアリングなどで把握し、効果検証のうえ、報告書を作成していただきます。

※報告書及びアンケートの様式は実行委員会と協議のうえ作成するものとします。併せて、事業終了後、実行委員会は第三者による客観的な評価を実施する予定です。

5 委託上限額

予算額 13,500千円（消費税及び地方消費税額を含む）を限度とします。

- ・業務委託契約の金額は、収支計画書の提案金額をもとに、実行委員会と事業者が、事業の詳細を協議した上で決定します。
- ・本事業での実行委員会から事業者に対する支払いについては、実行委員会と事業者で契約した金額が上限となります。
- ・本事業の実施において収入不足や超過費用が発生した場合は、事業者の負担によるものとします。

6 委託予定期間

契約締結の日から平成30年2月28日まで

7 スケジュール

平成29年6月30日（金）	募集要項配布開始
// 7月13日（木）	説明会開催
// 7月14日（金）	質問受付終了（午後5時まで）
// 7月28日（金）	応募受付終了（午後5時まで）
// 8月上旬頃	選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリングを含む） （日時、場所は後日応募者へ連絡）

8 応募参加資格

以下の①～⑨に掲げる要件をすべて満たす者又は会社法上の会社、民法上の公益法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）その他法人格を有する法人及び法人格を有しないが、団体としての規約を有し、かつ代表者の定めがある団体、若しくは複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が以下の①～⑨に該当すること。（※⑥は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

- ① 次のaからhまでのいずれにも該当しない者であること。

a 成年被後見人

b 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によ

りなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

- c 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - d 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - e 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - f 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - g 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - h 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税及び市税に係る徴収金を完納していること。
- ④ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税及び市町村民税に係る徴収金を完納していること。
- ⑤ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑥ これまでに類似事業を実施し誠実に履行を完了した実績を有すること。
- ⑦ 大阪府又は大阪市入札参加停止要綱等に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- ⑧ 大阪府又は大阪市暴力団排除措置要項等に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ⑨ 大阪府又は大阪市を当事者の一方とする契約（府市以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府市が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

9 応募手続き

(1) 募集要項の配布

①配布期間

平成29年6月30日（金）から同年7月28日（金）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後5時まで。）

②配布場所

○大阪府府民文化部文化・スポーツ室 文化課

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

電話：06-6210-9305 FAX：06-6210-9325

○大阪市経済戦略局 文化部文化課 文化担当

住所：大阪市福島区野田1-1-86 中央卸売市場本場業務管理棟8階

電話：06-6469-5173 FAX：06-6469-3897

③配布方法

上記「②配布場所」で配布するほか、大阪府又は大阪市のホームページからダウンロードできます。（郵送等による配布は行いません）

(2) 応募書類の提出 提出書類及び部数は下表のとおりです。

※下表①から④については、「原本」「写し」それぞれを1セットずつ、A4ファイルに綴って提出してください。また、「写し」については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容は記入しないでください。

	提出書類	様式	提出部数	
			原本	写し
①	応募申込書	1	1	10
②	企画提案書	2	1	10
③	収支計画書（積算内訳含む）	3	1	10
④	事業実績報告書	4	1	10
⑤	<共同企業体で参加の場合>（以下のア～エ）		—	—
	ア	共同企業体届出書	5	1
	イ	共同企業体協定書	6	—
	ウ	委任状	7	1
	エ	使用印鑑届	8	1
⑥	誓約書	9	1	—
⑦	<法人格を有しない団体の場合> ・定款又は寄附行為に類する規約及び役員名簿(原本証明してください)	—	—	1

平成 29 年度 芸術文化魅力育成プロジェクト企画運營業務委託 募集要項

	提出書類	様式	提出部数	
			原本	写し
⑧	<法人の場合> ・現在事項全部証明書（発行日から3カ月以内のもの）	—	1	—
⑨	<個人の場合> ・本籍地の市区町村が発行する身分証明書（発行から3カ月以内のもので、準禁治産者、破産者でないことがわかるもの） ・法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（発行から3カ月以内のもので、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明）	—		各1
⑩	大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書（発行日から3カ月以内のもの） なお、大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。	—	1	—
⑪	税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3カ月以内のもの）	—	1	—
⑫	財務諸表（以下のオ～キ） （最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）	—	—	—
	オ 貸借対照表	—	—	1
	カ 損益計算書	—	—	1
	キ 株主資本等変動計算書	—	—	1
⑬	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が50人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」（義務がある事業者のみ提出） （本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの。なお、インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）	—	—	1

①提出期間

平成29年7月26日（水）から同年7月28日（金）まで
 （午前10時から正午及び午後1時から午後5時まで。）

提出期間を経過した後は、受付できません。また、提出期間後の応募書類の変更及び追加は、理由の如何を問わず認められません。

②提出場所

応募書類は、以下のところに必ず持参してください。持参以外の方法（郵送、ファックス、電子メール等）は受付できません。

芸術文化魅力育成プロジェクト実行委員会

大阪府府民文化部文化・スポーツ室 文化課

住所：大阪市住之江区南港北 1-1-4-16 大阪府咲洲庁舎 37 階
(担当 佐藤、梅崎)

(2) 提出書類の返却

提出書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
なお、提出書類は本事業に係る審査及び実施目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

(3) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(4) その他

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。
応募資格を満たさないと認められる方からの質問や説明会への出席は、お断りすることがあります。
本件公募について、保留、延期又は取り止め若しくはその他重要な変更等が生じた場合は、以下のホームページに掲載しますので、定期的に確認してください。
アドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/miryoku_h29/index.html
なお、確認を行わなかったことにより、応募者等が被った損害については、実行委員会は一切の責めを負いませんので、ご注意ください。

10 説明会の実施及び質問票の提出

(1) 説明会の実施

①開催日時

平成 29 年 7 月 13 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時 (予定)

②開催場所

大阪市役所本庁舎地下 1 階 第 10 共通会議室

住所：大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

③説明会の申込方法

説明会参加申込書 (様式第 12) により、持参、郵送、ファックス又は電子メールで申し込んでください。電話等による受付は行いません。

持参以外の方法により申し込む場合は、到着確認のため、必ず担当者あてに電話連絡を行ってください。なお、会場の都合により 1 事業者 2 名までの参加とさせていただきます。

④説明会の申込期限

平成 29 年 7 月 12 日 (水) 午後 5 時

⑤説明会参加申込書の提出先

- ・持参の場合は、以下のいずれかに提出してください
○大阪府府民文化部文化・スポーツ室 文化課

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

○大阪市経済戦略局 文化部文化課 文化担当

住所：大阪市福島区野田1-1-86 中央卸売市場本場業務管理棟8階

・郵送、ファックス又は電子メールの場合は、以下に提出してください

○大阪府府民文化部文化・スポーツ室 文化課

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

電話：06-6210-9305 FAX：06-6210-9325

電子メール：bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

(2) 質問票の提出

①提出期限

質問がある場合は、平成29年7月14日(金)午後5時(厳守)までに、「質問票(様式第11)」により、持参、郵送、ファックス又は電子メールで行ってください。

持参以外の方法により申し込む場合は、到着確認のため、必ず担当者あてに電話連絡を行ってください。

②質問票の提出先

・持参の場合は、以下のいずれかに提出してください

○大阪府府民文化部文化・スポーツ室 文化課

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

○大阪市経済戦略局 文化部文化課 文化担当

住所：大阪市福島区野田1-1-86 中央卸売市場本場業務管理棟8階

・郵送、ファックス又は電子メールの場合は、以下に提出してください

○大阪府府民文化部文化・スポーツ室 文化課

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎37階

電話：06-6210-9305 FAX：06-6210-9325

電子メール：bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

③質問に対する回答

平成29年7月20日(木)以降に、下記ホームページに掲載します。

アドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/miryoku_h29/index.html

1.1 審査の方法

(1) 審査方法

①選定委員会による審査は非公開により、提出された企画提案書等をもとに、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、(2)の審査基準に基づき実施します。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行い、絞り込む場合があります。

②プレゼンテーション及びヒアリングは、平成29年8月上旬(予定)に行うものとし、対

象者に対して、日時、場所（大阪市内の予定）等の詳細を通知します。なお、当日は総合プロデューサーの出席が必要となります。

③プレゼンテーションは、企画提案書全般について、口頭にて説明を行っていただきます。

説明は、応募時に提出された企画提案書を使用して行うこととし、追加資料等については認められません。

④審査の結果、最優秀提案事業者を契約交渉の相手方として決定します。

（２） 審査基準

審査基準は、【別紙３】のとおりとします。

（３） 審査結果の通知等

選定委員会の審査結果については、各事業者に書面で通知します。

また、選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページ

（http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/miryoku_h29/index.html）において公表します。

ただし、応募者が２者であった場合は、次点者の得点は公表しません。なお、審査結果に係る質問や異議等は、一切受け付けません。

①最優秀提案事業者の名称及び評価点

②全提案事業者の名称（申込順）

③全提案事業者の評価点（得点順）

④最優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

（４） 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて、入札参加停止等の措置を講じることとします。

①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

②他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと

③事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること

④応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

12 契約手続き

①最優秀提案事業者は、審査結果の通知があり次第、実行委員会と業務委託契約締結に向けた協議を行います。提案内容は、詳細について実行委員会と協議した上で確定することとし、この際、内容や金額について変更が生じる場合があります。なお、協議が不調となった場合は、評価点が次に高い事業者から順に、契約締結に向けた協議を行います。

②業務委託契約を締結した後は、速やかに業務に着手していただきます。

③企画提案書、その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約

締結後には、契約を解除することがあります。

④契約金額の支払いについては精算払いとしますが、実行委員会が認めた場合は、一部の概算払いを可能とします。

⑤契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項又は大阪市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式第 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは契約を締結しません。（ただし、契約金額が 500 万円未満の場合は提出不要）

⑥契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府又は大阪市暴力団排除措置要項等に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しません。

⑦契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府又は大阪市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

イ 大阪府、大阪市又は、実行委員会を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

⑧契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付していただきます。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

⑨⑧の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請（国（公社及び公庫を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合

【別紙 1】

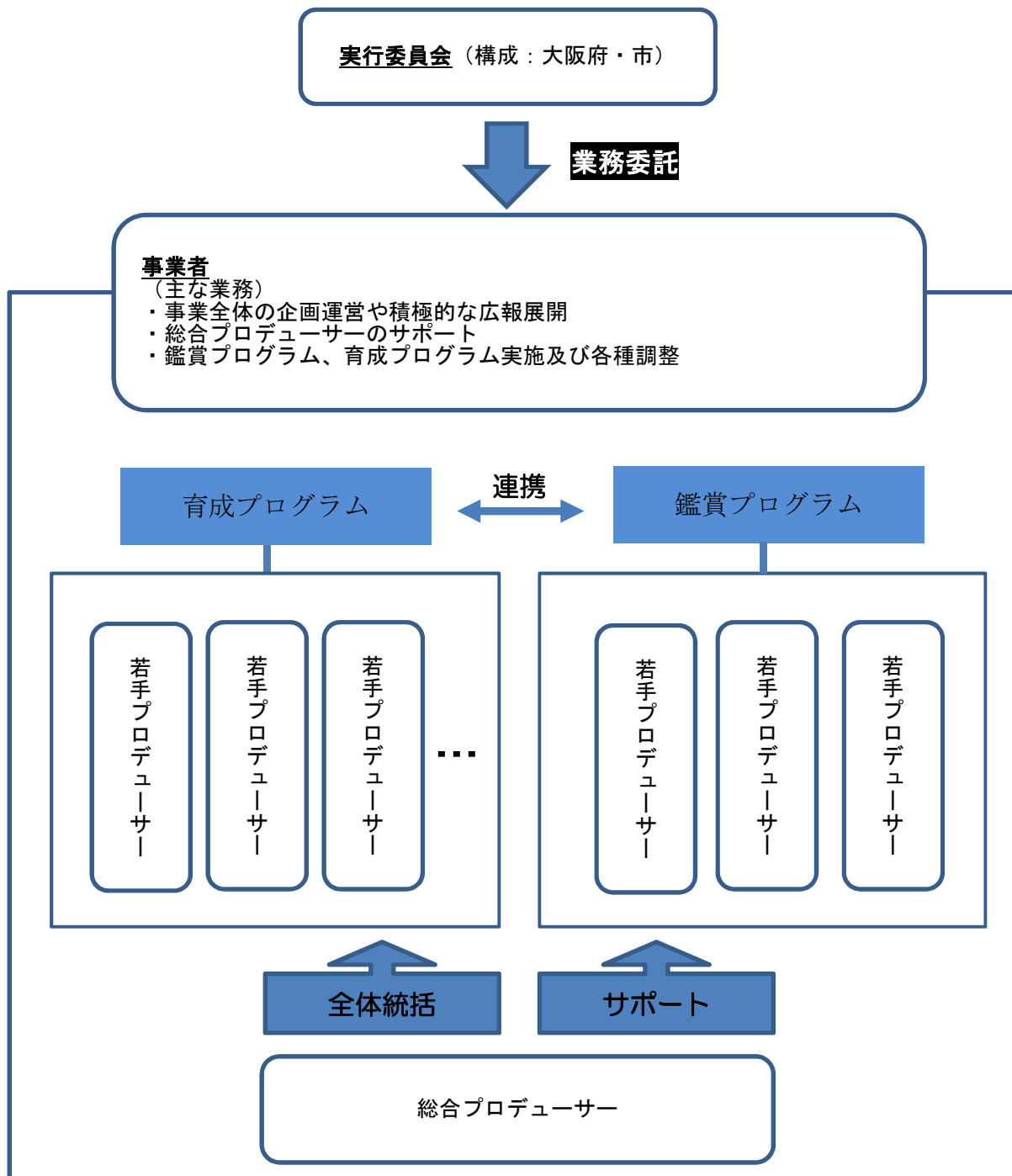
1 企画業務

- ア 実行委員会との協議及び協議録の作成に関する事
- イ 総合プロデューサーの選定、交渉、契約、支払に関する事
- ウ 若手プロデューサーの選定、交渉、契約、支払に関する事
- エ 実行委員会、総合プロデューサー、若手プロデューサー、出演者との連絡調整に関する事
- オ 鑑賞プログラム、育成プログラム開催にかかる制作に関する事
- カ 広報戦略に関する事
- キ その他

2 運営業務

- ア 鑑賞プログラム、育成プログラムの実施、必要な機材、備品、物品等の調達、支払に関する事
- イ 会場の確保、契約、支払に関する事
- ウ 参加者からの問い合わせ対応に関する事
- エ 広報の実施に関する事
- オ 会場設営、撤去に関する事
- カ 会場や来場者の安全確保に関する事
- キ 企画会議等の会場確保、運営に関する事
- ク イベントの進行管理（司会含む）に関する事
- ケ 受付案内に関する事
- コ 映像等の記録に関する事
- サ 来場者、出演者へのアンケートの内容作成、実施及び集計に関する事
- シ 来場者数のカウントに関する事
- ス 実施事業内容、若手人材育成の評価検証等の取りまとめ、報告書作成に関する事
- セ 参加者のケガ等に対応できる損害保険に関する事
- ソ 本業務実施に伴い必要な提出書類を作成し、提出すること
- タ 本業務実施に伴い必要な経費の支払いに関する事
- チ その他

【別紙 2】



【別紙 3】

芸術文化魅力育成プロジェクト 審査基準

(1) 審査は、企画提案書等の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、各審査員が審査項目ごとに定めた審査内容に基づき、絶対評価で行う。

(2) 評価点数

審査項目	審査内容	配点
(1)業務理解度	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的やテーマを理解し、それに沿った提案内容になっているか 	10
(2)企画内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業目的にあった総合プロデューサー、若手プロデューサーの選定となっているか 鑑賞プログラムは、大阪の芸術文化の魅力を発信し、新たな鑑賞者の獲得につながるような内容になっているか 育成プログラムは、様々なジャンルから多くの若手プロデューサーの参加を促し、人材育成及びネットワークの構築につながるような内容になっているか 	30
(3)広報戦略	<ul style="list-style-type: none"> 鑑賞プログラムに多くの府民・市民が来場し、また、育成プログラムに多くの若手プロデューサーが参加できるような戦略的な広報手法となっているか 	20
(4)組織体制・実現性	<ul style="list-style-type: none"> 円滑に事業を遂行するために必要な体制が確保されているか 事業の実施にあたり安全性を確保しつつ、計画性、実現性の高い内容となっているか 	20
(5)類似事業の実績	<ul style="list-style-type: none"> 総合プロデューサー、事業者が芸術文化イベントの実施に関する十分な業務実績を有しているか 	10
(6)経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> 経費の内訳が明確に示されており、個々の項目の単価、数量が妥当な積算になっているか 	10

合計 100点

※審査員3名の合計点を集計し、最高点のものを最優秀提案事業者として選定する。

ただし、最高点が一定基準（6割）に達しない場合は、選定しない。